

日本特殊教育学会第40回大会シンポジウム報告

学会企画シンポジウム1

事例研究の意義とその進め方

企画者	藤原 義博 (上越教育大学)
司会者	藤原 義博 (上越教育大学) 尾崎 久記 (茨城大学)
話題提供者	山本 淳一 (慶應大学) 原 仁 (国立特殊教育総合研究所) 長崎 勤 (筑波大学) 高畠 庄蔵 (富山大学附属養護学校)
指定討論者	小林 重雄 (吉備国際大学) 花熊 晓 (愛媛大学)

1. 企画の趣旨

本シンポジウムでは、各話題提供者の領域の立場から、1) 事例研究でなければならないもの、2) 特定あるいは少数事例の分析から、その背景のメカニズムとその法則性、理論的枠組みをいかに導出するか、3) 事例研究において、单一事例や少数事例でも、再現性、検証性、客観性、普遍性、説得性などをいかに確保し、どのように一般化するか、といった視点に基づいて、事例研究の特徴と意義をとらえなおし、この研究方法の進め方について多面的に討議しようと試みた。

2. 話題提供者の発表要旨

1) 山本淳一：事例研究の方法論；応用行動分析学の観点から

応用行動分析学における「単一事例研究法」は、①明確な研究計画法を用いた研究の実施、②一組の教育・支援方法に対する一組の指標の変化を、比較的長期的に時間軸上で明らかにする、③さまざまなりブリケーションを繰り返すことで効果の再現性をデータで示す、④得られた知見をもとに介入方法の総括的分析を実施することで、普遍性、一般性を確保していく。研究としての条件は、①最新の研究のレビュー、②オリジナルカリブリケーションかの明示、③手続きの再現性、④ coincidence が明確に示された研究計画法、⑤複数の従属変数の変化、⑥ ドラスティックな支援の効果である。

2) 原 仁：発達臨床医学における事例研究一小

児神経学の視点から—

Rett症候群を例に、発達臨床医学における臨床観察と記述の重要性を指摘した。また、インフォームド・コンセント (IC) には、終末医療における家族と IC、治験と IC、脳死・臓器移植と IC、出生前診断と IC 等があり、①同意ではなくて選択ではないか、②だれが同意するのか、③本人と保護者の利害のずれなどの課題がある。事例研究における倫理上の問題に、①保護者の承諾で十分か、②研究対象となる承諾は研究の前か後か、③承諾は文章で得るべきか、④承諾の範囲とその確認の手段は、⑤事例研究論文の公開の手段は、⑥情報公開の原則とプライバシー保護の関係は、などがあり、「倫理委員会」の審査が必要である。

3) 長崎 勤：発達研究における事例研究—発達的視点から—

発達的観点から事例研究では、対象児者の現在を、過去と未来の狭間にある生涯発達の中で変化し続ける途上の存在ととらえる。「目的」として、①未来のプロセスに適した妥当な目標設定を行い、②人、物、文脈を人為的に操作し、どの時期のどのような操作がどのメカニズムに効果をもたらすかを検証する。「結果」として、対象者や関わる大人や集団の時系列的変化を量的・質的に記述し、「考察」では、それらの時系列的変化の要因について検討し、一般的な人間の発達メカニズムと類似の事例についての支援の一般化に迫る。

4) 高畠庄蔵：研究対象者の生活充実を目指す実践研究の在り方

教育現場の現状として、多様な教育・方法論がある中で、個々の児童生徒の特性等に応じた支援が求められている。実践研究の成果によって、学校教育が家庭、地域、学校で実際に機能し、児童生徒の QOL の向上や社会参加・自立に寄与することが求められる。1事例研究を、他生徒への追試実践を通してチャレンジモデルとして一般化する。教育現場での実践研究を可能とするには、①類似した先行実践を積極的に追試する、②単一事例研究法による評価方法を常識とする、③新任教員研修に実践研究を位置づける、④実践研究の手掛かりとなる「事例研究集」を学会が出版することが必要である。

第40回大会シンポジウム報告

3. 指定討論

小林重雄：「事例研究」の要件として、①対象者・実践の場・実践方法の選択に新しい発想・適用上の工夫、②再現性、検証性、客観性に合理的な説得性、③ターゲットとした行動の選択に必然性、④現場の生々しさ、といった点がある。

花熊 晓：発達メカニズムや障害の特性・本態の解明をめざす研究（発達心理学、特異事例の報告）では、課題解決の有効性と信頼性における課題が、支援の有効性の検討をめざす研究（特殊教育、応用行動分析）では、課題解決の発達的妥当性における課題がある。

これに対して、話題提供者から、事例研究においては、個体差をきちんと記述する、特異事例の積み重ねが課題解決につながる、量的データと優れた記述の組み合わせが大事である、研究法は現場での実践を跡付けるものである、などが提言された。 （藤原義博）

学会企画シンポジウム 2**教育現場から見た「特殊教育」の名称を巡って**

企画者 藤本 文朗（大阪健康福祉短期大学）
香川 邦生（筑波大学）

司会者 江田 裕介（和歌山大学）
藤本 文朗（大阪健康福祉短期大学）

話題提供者 飯野 順子（筑波大学付属盲学校）
樹蔵千恵子（金沢大学付属養護学校）

指定討論者 香川 邦生（筑波大学）
渡部 昭男（鳥取大学）

1. はじめに

本学会は1963年に創立され、この分野の研究の推進に大きな役割を果たしてきた。この間に、関連領域の発展と充実、さらに障害者のノーマライゼーションを基調とした情勢変化があり、一方、LD、ADHDなどが新たな対象として取り入れられるようになった。また、2000年初めには文部科学省が、「特殊教育課」を「特別支援教育課」と改めた。

こうした情勢をふまえ、学会としては常任理事会在り方委員会で学会名称の問題について検討してきた。2002年4月27日には筑波大学で「学問領域としての『特殊教育』の名称を巡って」という題目でシンポジウムを開催した。このシンポジウムでは、「特殊教育」

の名称や、それに代わる用語について、歴史的な背景や、国際的な動向、法的根拠の問題などが検討された。これらの討議をふまえつつ、本大会においては、教育現場の視点で特殊教育の名称を巡る問題にアプローチしたいと考え、検討の場を設けることとした。

2. 話題提供

飯野順子：学校管理職の立場では近年の大きな変化の潮流の中で、歴史的な視点から方向を見定める力量が求められていることを強く感じる。しかし、こうした変化の中にも、教育の成果を費用対効果で計るような障害児教育になじまない問題もある。学会の名称は、改定の観点・内容・理念を明確にし、教育現場がそれを活用し、変化への適応に貢献するよう明文化する必要がある。名称の変更が、将来の特殊教育の方向性を積極的に示す宣言となることを期待する。「特別支援教育」の語は、「特別支援学校」と学校名が一元化されることになると表現上問題があると考えている。また、児童生徒がその語をどのように理解するか、わかりやすいか、という視点も重要である。

樹蔵千恵子：学校教育の現場では、学会名称や関連用語の改訂に対する関心は高いといえない。むしろ、名称の改訂により研究の内容、対象がどう変わるのが、わかりやすくすることを指摘する声が多い。教育現場の関心は、日々の実践における指導の方法や内容に重きがあり、用語の改訂がこれらとどう関連するのかが必ずしも明確でない。また、新しい用語に対する子どもたちの同感がほしい。最近では、「支援」という語が「指導」に代わって多く使われるようになっているが、子どもが主体的に学び、教師がそれを支えるという従来の障害児教育の構図がかえって軽視される傾向を懸念している。

三木裕和：現在、特殊教育諸学校を地域の相談センターとして充実させていくことが求められている。しかし、教育機能が十全に機能しているからこそ相談機能が派生するのであり、養護学校等のもつ教育機能を充実させることなしにセンター機能の発展は望めない。また、特別な教育の場を求めているのは重度児ばかりではなく、現在では養護学校の中にむしろ多様な子どもの実態がある。児童生徒の必要に応じて分離の場を選択する自由をも提供すべきと考える。学会名称の変更も、現在の教育現場の実績や利点を評価し、それをどう位置づけ、変えるかという視点にたって行ってほしいと考えている。